

令和8年8月

令和8年熊本地震に伴う「熊本県中小企業融資制度」の取扱開始について

このたびの令和8年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

熊本中央信用金庫は、令和8年熊本地震の発生による影響を受けられている事業者の皆さま及び、その影響が懸念される事業者の皆さまへのご支援を目的とし、下記の融資取扱を開始しましたのでお知らせいたします。

お客さまからのご相談に対しましては、迅速かつきめ細やかに対応してまいりますのでお気軽にご相談ください。

1. 制度融資概要

融資制度	金融円滑化特別資金		小規模事業者おうえん資金
	令和8年熊本地震枠	セーフティネット保証4号 令和8年熊本地震分	
限度額	1企業:8,000万円 1組合:1億円	別枠8,000万円	2,000万円
資金使途	令和8年熊本地震による被害の影響を受け必要となる運転資金および設備資金		
融資期間 (据置期間)	10年以内 (2年以内)	1年以上10年以内 (2年以内)	設備:1年以上7年以内 (6か月以内) 運転:1年以上5年以内 (6か月以内)
保証料率	年0.00%(熊本県が全額補助)		
融資利率(固定)	2年以内:年1.50%以内 3年以内:年1.70%以内 5年以内:年1.85%以内 7年以内:年2.00%以内 7年超:年2.20%以内		3年以内:年1.50%以内 5年以内:年1.65%以内 7年以内:年1.80%以内

2. 取扱開始日 令和8年8月24日(月)

※上記以外でもお客さまの状況に応じたご相談を受け付けておりますのでお気軽にご相談ください。

(参考) 令和8年7月 [「令和8年熊本地震発生に伴うご相談窓口の設置について」](#)をご参照ください。

◎本件に関するお問い合わせ

お問い合わせ先

お取引店舗または最寄りの店舗へお問い合わせください。